

# 奈良市公報

第58号

令和3年10月18日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
9 16	521	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9 17	522	道路の位置指定	建築指導課
9 17	523	放置自転車等の保管	環境政策課
9 17	524	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9 24	525	放置自転車等の保管	環境政策課
9 27	526	放置自転車等の保管	環境政策課
9 27	527	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R 奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙において選挙すべき委員の数	J R 奈良駅周辺整備事務所
9 27	528	国土調査の実施	土木管理課
9 27	529	観光案内所等の臨時休館等の一部改正	観光戦略課
9 27	530	観光案内所の臨時休館の一部改正	奈良町にぎわい課
9 30	531	放置自転車等の処分	環境政策課
9 30	532	開発行為に関する工事の完了	開発指導課

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
9 17	44	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課

### 教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
9 24	18	定例教育委員会の開催	教育政策課

### 議 会

月 日	番号	件 名	主 管
9 30	10	総合計画検討特別委員会の委員の選任	議会総務課
9 30	11	総合計画検討特別委員会の委員長及び副委員長の当選	議会総務課

告 示

奈良市告示第521号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月16日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

1 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	白川 嘉秀 奈良市五条西二丁目9番15号	松本 麻美 奈良市五条西二丁目14番7号

2 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	松本 麻美 奈良市五条西二丁目14番7号	中川 佳久 奈良市五条西二丁目13番12号

2 変更の年月日

1 回目 令和2年4月5日

2 回目 令和3年4月4日

(令和3年9月16日掲示済)

奈良市告示第522号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

令和3年9月17日

奈良市長 仲川 元 庸

申請者住所	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
申請者氏名	積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 北田 康
道路の位置	奈良市若葉台四丁目269番17、同番21、271番4及び272番2の各一部
道路の幅員	最大5.00m 最小4.01m
道路の延長	23.16m
指定年月日	令和3年9月17日
指定番号	第R0120号

(令和3年9月17日掲示済)

奈良市告示第523号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年9月17日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年9月17日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年9月17日揭示済）

**奈良市告示第524号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年9月17日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年5月21日 奈良市指令整開 第21A-4号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年9月17日 第1786号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市神殿町392番2の一部及び393番2の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市北京終町62番地

下出 雅章

木津川市木津殿城90番地6

株式会社福丸 代表取締役 福井 淳一

（令和3年9月17日揭示済）

**奈良市告示第525号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年9月24日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年9月24日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

## 5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

## 6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

## 7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

## 8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年9月24日揭示済）

**奈良市告示第526号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年9月27日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

令和3年9月27日

## 3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

## 4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

## 5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

## 6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

## 7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

## 8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年9月27日揭示済）

**奈良市告示第527号**

令和3年10月24日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなく、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数及びその予備委員の数を次のとおり定めたので、同条第1項及び第4項の規定により公告します。

令和3年9月27日

奈良市長 仲川元庸

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数           | 8人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数   | 0人 |
| 3 宅地の所有者が選挙すべき委員の予備委員の数      | 4人 |
| 4 宅地について借地権を有する者が選挙すべき予備委員の数 | 0人 |

(令和3年9月27日揭示済)

**奈良市告示第528号**

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。

令和3年9月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 事業計画が決定された年月日  
令和3年9月15日
- 2 調査を実施する者の名称  
奈良市
- 3 調査地域  
奈良市学園新田町・鶴舞西町の一部
- 4 調査期間  
令和3年9月15日から令和4年3月31日まで

(令和3年9月27日揭示済)

**奈良市告示第529号**次に掲げる告示の表中「令和3年9月30日」を「令和3年9月27日」に改め、令和3年9月27日から施行する。  
令和3年9月27日

奈良市長 仲川元庸

- (1) 令和3年奈良市告示第510号（観光案内所の臨時休館）
- (2) 令和3年奈良市告示第511号（奈良市針テラス情報館の臨時休館）
- (3) 令和3年奈良市告示第512号（旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車場の臨時休場）

(令和3年9月27日揭示済)

**奈良市告示第530号**

令和3年奈良市告示第515号（観光案内所の臨時休館）の一部を次のように改正し、令和3年9月27日から適用します。

令和3年9月27日

奈良市長 仲川元庸

表中「令和3年9月30日」を「令和3年9月27日」に改める。

(令和3年9月27日揭示済)

**奈良市告示第531号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和3年9月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和3年9月30日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年3月5日、同月9日、同月12日、同月15日及び同月22日

(令和3年9月30日揭示済)

**奈良市告示第532号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年9月30日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年8月12日 奈良市指令整開 第20A-5号

令和3年2月25日 奈良市指令整開 第20A-5-1号

令和3年6月14日 奈良市指令整開 第20A-5-2号

令和3年8月19日 奈良市指令整開 第20A-5-3号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年9月30日 第1787号

公共施設 令和3年9月30日 第884号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市朝日町二丁目566番7並びに敷島町一丁目566番6、566番16及び566番17の各一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町113番4

株式会社 栗実住宅 代表取締役 國原 正記

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市朝日町二丁目566番7の一部並びに敷島町一丁目566番6、566番16及び566番17の各一部

(2) 下水道

奈良市朝日町二丁目566番7の一部並びに敷島町一丁目566番6、566番16及び566番17の各一部

(3) 管路敷地

奈良市敷島町一丁目566番6の一部

(令和3年9月30日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局告示第44号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年9月17日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 ショウユウ ウ建工	代表取締役 壺井 紀男	大阪府藤井寺市小山八丁目1番5号	令和3年9月2日

(令和3年9月17日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第18号

令和3年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年9月24日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷雅人

1 日 時

令和3年9月30日（木）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 令和3年度9月補正予算要求額について

議事

議案第27号 奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部改正について

議案第28号 奈良市社会教育推進計画について

議案第29号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第30号 人事について

その他報告事項

(1) 「生活調べ」アンケートの結果について

協議事項

(1) 奈良市におけるICT教育について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和3年9月24日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第10号

令和3年9月30日、次のとおり総合計画検討特別委員会の委員を選任しました。

令和3年9月30日

奈良市議会議長 土田敏朗

林	政	行
山	出	哲
岡	本	誠
栴	井	隆
白	川	健
道	端	孝
柳	田	昌
早	田	哲
八	尾	俊
藤	田	幸
内	藤	智
森	田	一
		成

(令和3年9月30日揭示済)

**奈良市議会告示第11号**

令和3年9月30日、次の者が総合計画検討特別委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

令和3年9月30日

奈良市議会議長 土田敏朗

委員長 森 田 一 成

副委員長 藤 田 幸 代

(令和3年9月30日掲示済)